

第2次福津市都市計画マスタープランの改訂について

第2次福津市都市計画マスタープラン（平成30年3月策定、令和4年10月改訂）の一部改訂を行いたい。改訂の概要や理由等は以下のとおり。

1 改訂概要

- (1) 内殿地区の一部に、防災機能（一時避難場所）を併せ持つ産業用地を確保するため、特定用途制限地域に関する方針を追加
- (2) 時点修正

2 改訂に至る背景と理由

- (1) 令和7年8月豪雨により、西郷川流域とその支流域では甚大な浸水被害が発生した。被害は内殿地区にも及んだが、十分な避難先が確保されていないことが課題として残っている。
- (2) 内殿地区周辺では土地所有者の高齢化等による農地・山林の荒廃化が進行しており、土地の維持管理が困難な状況となっている。このまま放置すれば産業廃棄物処理用地の無秩序な拡大やそれに伴う環境悪化が懸念され、土地利用の転換が急務となっている。

3 対象地の概要

所在地 福津市内殿1393番 他 ※約160筆。対象地内の地権者同意ほぼ100%
面積 約18.3ha
現況 農地・山林等
接道 県道503号（町川原・赤間線）に接道
地形地質 接道県道から西側に傾斜、標高約60m～80m

4 改訂の意義

- (1) 近年激甚化する災害への備えは急務であり、官民連携して取り組むことが重要
- (2) 荒廃農地の問題は長年の懸案事項であり、少しずつでも解消に努めることが必要
- (3) 広がりつつある産業廃棄物処分用地を少しでも食い止める方策が必要
- (4) 企業誘致等による市内産業と雇用の創出が必要

※上記4点の課題解決につながるものと解されるため、改訂には意義があると考えます。

【別紙1】対象地位置図



改訂等スケジュール（案）

■都市計画マスタープランの改訂、及び都市計画決定の変更に係るスケジュール（案）

事業名称	業務名称	令和8年度												令和9年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
都市計画マスタープランの改訂	都市計画審議会(諮問、審議)	●																							
	都市計画審議会(審議)		●																						
	市幹部会議(パブコメ前)			●																					
	市議会全員協議会報告(パブコメ)			●																					
	パブリックコメント				→																				
	市幹部会議(パブコメ報告)					●																			
	都市計画審議会(答申)						●																		
	決裁(変更決定)						●																		
	市議会全員協議会報告(改訂版)						●																		
	公表(関係機関送付、市公式ホームページ掲載等)						●																		
特定用途制限地域(都市計画決定)の変更	資料準備・決裁、福岡県へ事前相談			→																					
	県都市計画課下協議(素案作成等) (地域説明会)													●											
	原案の縦覧広報														●										
	原案の縦覧 ※2週間															●									
	県都市計画課事前協議 ※6週間																●								
	案の縦覧広報																	●							
	計画案の縦覧 ※2週間																		●						
	都市計画審議会(都市計画決定)																			●					
	県知事協議 ※2週間																					●			
	議会上程(条例案)																						●		
	決定告示・条例施行																							●	
	公表(関係機関送付、市公式ホームページ掲載等)																								●